

貸切バスの 新たな運賃・料金制度が スタートしました



国土交通省は平成24年4月に発生した高速ツアーバス事故等を受け、貸切バスの安全性向上を図る取り組みを始めました。その一環として、貸切バスの運賃制度を見直し、運賃に安全コストを組み入れ、合理的でわかりやすい時間・キロ併用運賃が平成26年4月より実施されました。

貸切バス事業者は、基本的に運輸局ごとに公示されている運賃・料金を届け出ており、その上限額と下限額の範囲内で運賃・料金額を決定することとなっております。

新たな運賃・料金制度とは

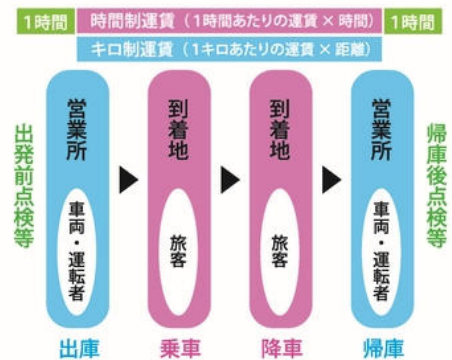
1 時間制運賃とキロ制運賃を合算して計算します。.....

①時間制運賃

出庫から帰庫までの時間に、出庫点検・帰庫点検の各1時間ずつ合計2時間を加え、時間制運賃をかけます。
(最低保障として、3時間に点検時間の2時間を加算した5時間とします)

②キロ制運賃

出庫から帰庫までの距離にキロ制運賃をかけます。



例) 3時間運行の場合 前後2時間+運行3時間=5時間 $5時間 \times 1時間あたりの運賃 + 出庫から帰庫までの距離(キロ) \times 1キロあたりの運賃 = 合計運賃$

2 料金の種類について.....

- ①深夜早朝運行料金 22:00～5:00に係る運行は、その係る時間については2割を限度とした割増料金を適用。
- ②交替運転者配置料金 長距離・長時間・夜間運行などで安全運行のために交替運転者を配置した場合に適用。
交替運転者配置料金の計算⇒時間制料金=下限(※)～上限(※)、キロ制料金=下限(※)～上限(※) ※各運輸局が公示した料金
- ③特殊車両割増料金 サロンカー、リフト付きバス等は運賃の5割以内の割増しを限度として適用。
※有料道路料、航送料、駐車料、乗務員宿泊料などは実費負担となります。
- ④例外として運賃・料金の変更届を提出している事業者は、変更届を提出している料金設定での計算となります。

3 運送申込書 / 運送引受書.....

貸切バス事業者と運送申込者との間における書面取引の徹底を図るため、運賃・料金の内訳が記載された運送引受書の発行・交付・保存を徹底することとします。

4 行政処分が厳しくなる予定です.....

バス事業者初違反⇒20日車の車両使用停止。 再違反⇒40日車の車両使用停止。

ロケバスのご利用の際はぜひ
「信頼と安心のブランド」ロケバス協会加盟会社をご利用ください。

社団法人ロケバス協会

〒141-0021
東京都品川区上大崎 2-15-19 MG 目黒駅前 2 階 TEL 03-4540-1262 FAX 03-4540-1000
ホームページにて加盟会社一覧公開中 URL:<http://www.lba.gr.jp> E-mail:info@lba.gr.jp

